

平成26年10月29日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
における懲戒処分の公表について

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構において、以下の事案により職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 事案の概要について

当該職員は、平成26年8月26日（火）帰宅後、自宅で飲酒したのち、酒気帯びの状態で自家用車を運転し、静岡県沼津市内で信号待ちのため停止していた車両に過失により追突し、同車両の運転手に傷害を負わせ、起訴され、略式命令を受けた。

これらの行為は、本機構の社会的信用を失墜させる重大な非違行為である。本機構の諸規程等に照らし合わせ、当該職員に対して懲戒処分を行った。

2 処分量定及び処分年月日について

処分量定：出勤停止2月

処分年月日：平成26年10月29日

3 被処分者の所属及び役職について

所属：新領域融合研究センター

役職：特任准教授

飲酒運転の根絶が求められる中、教育関係者として誠に遺憾であり、その責任を痛感するものであります。被害に遭われた方をはじめ、皆様に対し心からお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないようにするため、職員への適切な指導に努めてまいります。